

## 「第51定期総会」を開催

—来賓・会員等約90名が参加、各議案を満場一致で承認—

本会議所では「第51期定期総会」を6月18日、エスタシオンデ神戸で開催しました。

定期総会の来賓には、李成權駐神戸総領事、山本敏信日韓親善兵庫県議連副会長（自由民主党）、吉田謙治日韓友好神戸市会議員連盟会長（公明党）、平木博美同事務局長（民主こうべ）、李圭燮民団兵庫本部団長、李靜子同議長、金泰煥同監察委員長、塩見英明日韓親善協会事務局長、朴鐘三近畿産業信組監事、木村誠也SBJ銀行神戸支店長、韓昌完現代海上火災保険日本支社長、在日韓商・地方韓商から朴忠弘（一社）在日韓商會長、崔鐘太同名譽会長（本会常任顧問）、朴義淳京都韓商會長、卞二錫奈良韓商會長、慎三範福岡韓商會長などの来賓をはじめ、本会役員・会員企業など約90名が参加しました。

定期総会は、韓勝敏副会長の開会辞後、宋玉植会長が主催挨拶を行い、経済情勢への言及に続き、第51期の主要活動として、納税業務をはじめ専門レベルでの経営サポート活動、若手商工人・起業家への支援活動、ケミカルシューズ産業調査・研究活動、釜山商議所との交流活動等の事業成果を述べました。また、上部機関の（一社）在日韓商（法人韓商）と民団中央との紛糾事態の解決と民団傘下韓商との統合に関しても、本年3月に「統合一般社団法人在日韓国商工会議所の出

帆に関する最終合意書」の締結報告、そして3月末に法人韓商と民団中央の紛糾事態が解決した旨の報告、さらに「韓商連統合推進委員会」が設置され協議が進行中との報告と共に「統合総会に向けてはまだ多くの難局があるかと思いますが、この難局は韓商組織の発展における産みの苦しみと位置づけ、大和合と融和精神の下、兵庫の地から積極的に参与します」と述べました。続いて上部機関からの激励辞を朴忠弘在日韓商會長、李圭燮民団団長、来賓祝辞を李成權総領事より頂戴しました。

議案審議では、第1号議案【2014年度（第51期）事業報告書承認の件】、第2号議案【2014年度（第51期）収支決算書承認の件】、第3号議案【2015年度（第52期）事業計画案承認の件】、第4号議案【2015年度（第52期）予算案承認の件】を採択し審議した結果、満場一致で承認しました。

総会後の懇親会では、李剛士副会長の開会辞に続き韓日伝統芸能“遊合”グループ「チングドゥル」によるオープニング、山本敏信兵庫県議連副会長、吉田謙治神戸市議連会長の祝辞と崔鐘太常任顧問の乾杯の音頭により歓談に入り、和気あいあいとした雰囲気の中、参加者各々が親睦と交流を深めました。

## 【2015年度（第52期）事業計画（要旨）】

## 1. 組織基盤の拡大

- (1) 役員・会員の拡大
- (2) 事業へ幅広い商工人の参加、他

## 2. 会員企業への経営サポート活動の充実

- (1) 税務活動の強化
- (2) 講演会・経営セミナー等の開催
- (3) 戦略研究特別委員会活動の充実
- (3) 部会・委員会活動の活性化
- (4) 宣伝・広報活動の充実
- (5) 親睦・交流事業の推進、他

## 3. 新規収益事業の推進と財政基盤強化

- (1) 役員・会員の拡大
- (2) 新規収益事業の推進
- (3) 経費削減化の推進、他

## 4. 若手商工人への支援・育成

- (1) 兵庫青商との連携強化と支援
- (2) ベンチャー支援プログラム推進

## 5. 渉外活動の強化

- (1) 本国・海外コリアン系商工団体との交流促進
- (2) 韓国公館並びに在日・駐日関係機

## 関、商工団体との連携強化

- (3) 本国・在日・日本企業間の商取引支援

## 6. 行政機関並びに日本・外国系諸団体との協力関係の強化、他

## 6. 金融機関との協力関係強化

- (1) 在日・駐日金融機関との連携強化、他

## 7. その他

- (1) 就職・求人活動支援、他

—今後とも変わらぬご支援ご協力の程よろしくお願い申し上げます—

## —韓国食材・美容など—

## 2015韓国優良中小企業商談会

韓国・忠清北道より選出された優良中小企業が関西の日本企業を訪問し製品説明・商談会を開催します。

○日 時：7／7（火）10：00～17：00

※1企業60分程度訪問

○場 所：関西地域の企業へ訪問します。

○企業数：忠清北道の中小企業約10社

○品 目：食品）キムチ、ゴマ油、高麗人參飲料、海産物等  
美容）温泉水配合の化粧品等

他）スマート液晶保護フィルム、いびき防止グッズ、心臓安定化装置等

○備 考：商談会には通訳がつきます。

【お問合せ・お申込み】韓日情報貿易（担当：金）

TEL) 03-5292-5457 E-mail) kim@k-jit.com

## —クラウドサービス「kintone」—

## スマホ・タブレット業務活用セミナー

プログラミングの知識がなくても、自社の業務に合わせたシステムを簡単に構築できるクラウドサービス「kintone」で業務アプリの最新事例を紹介するセミナーです。

○日 時：6／29（月）13：00～14：30

○会 場：神戸商工会議所 3F 会議室

神戸市中央区港島中町6-1

ポートライナー「市民広場」徒歩5分

○主内容：「kintone」紹介・操作実演、スマホ・タブレット活用事例、クラウドサービスの動向、他

○講 師：サイボウズ（株）関西エリアグループ  
マネージャー 玉田一己氏（中小企業診断士）

【お問合せ・お申込み】神戸商議所 総務部情報化推進チーム  
TEL) 078-303-5815

【ご案内】兵庫韓商 専門家委員会セミナー

無料!

## 暴力団排除条例の解説と民事介入暴力対策の実務

会社経営において反社会的勢力に対する危機管理は必要不可欠です。2010年(平成22年)4月、福岡県で初めて「暴力団排除条例」が制定されたことを皮切りに、現在では全都道府県で施行されています。

当会議所 専門家委員会(高龍弘委員長)では、暴力団排除条例の解説並びに具体事例から見る反社会的勢力への対策に関するセミナーを開催します。多数のご参加をお待ち申し上げます。

○開催日: 7/3(金) 18:00 (17:30開場)

○会場: 近畿産業信用組合 神戸支店 3Fホール

神戸市中央区中山手通3-12-9

(078)231-3911

地下鉄「県庁前駅」歩5分、JR「元町駅」歩8分

○参加費: 無料

○主内容: ①映像「暴排条例～これからの暴力団対策」

②暴力団排除条例の解説と民事介入暴力対策の実務

○講師: 李 義弁護士(弁護士法人青雲法律事務所 代表)

○講師プロフィール

1963年大阪生まれ。大阪市立大学卒業後、1990年司法試験合格。1993年大阪弁護士会登録、2006年弁護士法人青雲法律事務所開設。(株)なみはや銀行監査役、大阪府暴力追放推進センター相談員を歴任。医療法人松仁会理事、医療法人永広会評議員、社会福祉法人松寿会理事。

【お問合せ・お申込み】兵庫韓商事務局

TEL) 078-646-9611 E-mail) [kim33@kccj.org](mailto:kim33@kccj.org)

特別永住者・永住者のみなさん

今すぐ切替を!

## 「特別永住者証明書」「在留カード」への切替えは済みましたか?

去る2012年7月9日に「外国人登録証明書」が廃止されました。これによってこれまで使用してきた外国人登録証明書を、特別永住者の方は「特別永住者証明書」に、永住者の方は「在留カード」に切替えなければなりません。切替の期限は7/8です。切替えを完了でない方は、下記ご参考の上、期限内の切替えを行いましょう。

## 【特別永住者】

○切替先: 市区町村の窓口

○16才以上の方(2012年7月9日時点)

①本年7月8日以前に「外登証」の切替期間を迎える方は、7月8日までに「特別永住者証明書」に切り替えなければなりません。

②本年7月8日以降に「外登証」の切替期間を迎える方は、その期間までに「特別永住者証明書」に切り替えなければなりません。

切替期間までは現在の「外登証」が使用できます。

切替日は誕生日まで、従来の誕生日後30日間の猶予はありません。

○16才未満の方(2012年7月9日時点)

・16才の誕生日までに申請してください(誕生日の6ヶ月前から受付)

## 【永住者】

○切替先: 地方入国管理局(入管)

○16才以上の方(2012年7月9日時点)

・「外登証」の切替期間に拘わらず本年7月8日までに「在留カード」に切り替えなければなりません。

○16才未満の方(2012年7月9日時点)

・本年7月8日または16才の誕生日のいずれか早い日までに申請してください(誕生日の6ヶ月前から受付)

○「特別永住者証明書」「在留カード」には通称名は記載されません。社会生活上、通称名が必要な方は市区町村窓口で「住基カード」を作成すれば通称名が記載されます。

○再入国許可の制度が変わります(みなし再入国許可)

特別永住者は出国後2年以内、永住者は出国後1年以内に再入国する場合、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

## 法律・税務・経営・建築・労務管理等『無料相談窓口』

～神戸・尼崎・姫路地域で開催。同胞専門家がサポートします～

相談料

無料

## ■開催要項

○開催日・場所

・7月開催日: 7/1(水) 午後4時 民団西播支部  
・8月開催日: 8/5(水)〃 兵庫韓商

○相談料: 無料

○備考: 国籍は問いません。どなたでもご利用できます。  
ご希望者は事前にご予約ください。

## ■相談内容

- ・法律問題全般
- ・税務・経営問題全般
- ・融資・助成金問題全般
- ・建築・建造物問題全般
- ・会社設立・入管関連書類作成、各種許認可権の取得問題
- ・労働・社会保険、労働法律・年金問題全般、など

【お問合せ・お申込み】兵庫韓商事務局

TEL) 078-646-9611 E-mail) [kim33@kccj.org](mailto:kim33@kccj.org)